

設問番号	1
解答又は 解答例	受験者がどう捉えているかにつき、税理士法の規定を基に、次の点を確認する。ただし、評価は、正確性を問うものではなく、解答の趣旨を観点に行う。 ①税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（法第1条）こと。 ②税理士の業務は、税務代理、税務書類の作成、税務相談とともに（法第2条第1項第1号～第3号）、裁判所において弁護士である訴訟代理人とともに補佐人出頭し、陳述することが挙げられる（法第2条の2第1項）こと。
出題の意図	税法に基づく税務に関する専門家である税理士について、その使命と業務をどのように理解しているかを尋ねる問題である。過去問として本問をみた者にも、受験にあたっては、まずこの点を確認してもらいたいという意味も込めた。

設問番号	2 1（1）
解答又は 解答例	次の点を確認する。 概算経費控除しか認められていなかった給与所得について、実額控除を認めるのが適当であるとして、特定支出控除の制度が設けられたこと。
出題の意図	税法を学ぶ者がまず初めに学習するであろう税法総論（基本原則）の領域から、著名な判例（大嶋訴訟）の事実を事例として設定し、条文に即して解決するために必要となる知識や考え方につき、受験者の理解と運用能力を測ることを目的とする出題である。まず（1）では、本判例が特定支出控除制度導入の契機となった点の知識を尋ねた。

設問番号	2 1（2）
解答又は 解答例	次の点を確認する。 租税法律主義とは、法律の根拠がなければ租税を賦課徴収することはできないという原則である。この、課税要件及び賦課徴収手続は法律で明確に定めることが必要であるという理解を基礎に、憲法84条が規定する租税法律主義の内容として課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性の原則等を挙げ、各自の学習成果を展開していること。
出題の意図	租税法律主義に関しても最も重要な判例の一つといえる大嶋訴訟の学習にあたって、課税要件及び租税の賦課徴収の手続は法律で明確に定めることが必要との従来の判例の立場を踏襲している点の理解、また、それを基に租税法律主義の具体的内容を尋ねた。

設問番号	2 1（3）
解答又は 解答例	次の点を確認する。ただし、本判決とは異なるアプローチが採られている場合には説得性の観点から評価を行う。

	給与所得について実額控除を認めないことが租税公平主義に反しないかにつき、最高裁は、所得の性質の違いによる取扱いの区別について、その立法目的が正当か、区別の態様が著しく不合理であることが明白でないか、という基準で判断したこと、並びに、実額控除を認めた場合に生ずるであろう弊害（給与所得者の膨大な人数に起因する技術的、量的困難性等）、概算経費控除額が相当性を欠くと明白にはいえないことなどを指摘し、上記基準に照らすと租税公平主義に違反するとはいえないこと。
出題の意図	具体的な事例に沿い、租税公平主義の適用の仕方を問う問題である。税法の学習にあたり、単に理論をそれとして学ぶのではなく、事例に即してその解決のために使えるよう心がけてほしいとのメッセージを込めた。

設問番号	2 2 (1)
解答又は 解答例	次の点を確認する。 税法が用いている概念には、他の法分野で用いられている概念をそのまま用いる場合と、他の法分野では用いておらず税法が独自に用いている場合とがあり、前者を借用概念、後者を固有概念と呼ぶこと。借用概念の例として、税法上の「住所」について民法の「住所」を用いる例、固有概念の例として、「所得」等があること。
出題の意図	税法を学ぶ者がまず初めに学習するであろう税法総論（税法の解釈方法）の領域から、著名な武富士事件の事実を事例として設定し、条文に即して事例を解決するために必要となる知識や考え方につき、受験者の理解と運用能力を測ることを目的として出題した。(1)は、事例で争点となる「住所」は、本件判決において借用概念となるが、その借用概念の意義を、対となる固有概念との対比で理解できているかを尋ねるものである。

設問番号	2 2 (2)
解答又は 解答例	次の点を確認する。 ①租税回避：合理的又は正当な理由なく、通常用いられない法形式の行為を選択することによって、通常用いられる法形式の行為に対応する税負担の排除又は軽減を図ること。 ②脱税：課税要件の充足の事実を秘匿すること。租税回避が課税要件の充足そのものを回避する点で異なること。 ③節税：法が予定しているところに従って税負担の軽減を図る行為であること。法が予定していない異常な法形式を用いて税負担の軽減を図る行為である租税回避と異なること。
出題の意図	(2)は、税法の基本概念として本事例にも関わる租税回避の意義につき、脱税・節税との異同がどの点にあるのかの理解を尋ねる問いである。

設問番号	2 2 (3)
解答又は	次の点を確認する。ただし、本判決とは異なるアプローチが採られている場合には

解答例	説得性の観点から評価を行う。 ①法第 1 条の 2 第 1 号にいう「住所」とは、特段の事由がなければ、民法の「住所」概念が借用され、生活の本拠をさすものと解すべきであり、それは客観的に生活の本拠たる実体を具備しているかどうかにより判断すべきものであること。 ②香港には、約 3 分の 2 の日数、居宅に滞在して過ごし、その間に現地での業務にも従事したのに対し、国内には、約 4 分の 1 の日数、居宅に滞在し、その間に国内での業務に従事したにすぎないことから、客観的には、香港居宅が生活の本拠の実体を有していたといえ、B は納税義務を負わないこと。
出題の意図	具体的な事例に基づき、課税要件である「住所」の解釈・適用の仕方につき問う問題である。税法の学習にあたり、単に理論をそれとして学ぶのではなく、事例に即して解決のため使えるよう心がけてほしいとのメッセージを込めた。